

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

平成28年熊本地震にかかる「DPAT」の派遣時における交通事故防止等の徹底について

今般、熊本県からの災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team：以下「DPAT」という。）の派遣要請に基づき、被災地において活動を行っていた DPAT が交通事故の当事者となる事案が発生しました（別添参考資料参照）。

DPAT が被災地において安全に活動することは災害派遣精神医療の基本であり、このような事案の発生は、派遣された職員の死傷事故の発生につながるとともに、被災者に対する支援に支障を来すものであり、再発防止を図っていかねばなりません。

つきましては、下記に留意の上、DPAT を派遣される際は、交通事故防止等に万全を期されるようお願いいたします。

記

1. 交通事故防止の徹底

事前に研修の実施や交通安全に関する資料の配付等を通じ、交通関係法令の遵守の遵守を図るとともに、交通事故防止に万全を期すること。

2. 二次災害の未然防止

DPAT の活動の際には、事前に、被災地の特性等について情報収集するなどし、どのような安全上の配慮が必要かについて検討を行うとともに、その情報を DPAT 活動に適切に反映させること。

3. 事故等が発生した場合の適切な対応

国・DPAT 事務局に速やかに事故等の発生を連絡・報告すること。また、事実を正確に整理・調査した上で、再発防止のために必要な改善策を検討・実施すること。

<連絡先>

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課 鶴田、臼杵、新川

TEL 03-3595-1111（内線3004、3053、3069）

FAX 03-3593-2008

熊本地震被災地派遣「かながわDPAT第7陣」の接触事故について

県では、平成 28 年 4 月 17 日（日）から熊本地震の被災地に「かながわDPAT」を派遣しているところ、「かながわDPAT第7陣」として派遣しているチームが、平成 28 年 5 月 16 日（月）に派遣先において車の接触事故を起こしました。

1 かながわDPAT第7陣の概要

(1) 派遣チーム

横浜市職員によるチーム(精神科医師 1 名、保健師 1 名、業務調整員 1 名)の計 3 名

(2) 派遣期間（当初予定）

平成 28 年 5 月 16 日（月）～ 5 月 22 日（日）

2 事故発生日時

平成 28 年 5 月 16 日（月） 17 時 40 分頃

3 発生場所

熊本市東区役所付近の交差点内

4 事故の概要

- ・上記日時、場所において、派遣職員が運転する車が信号機のある交差点を右折した際、対向車線を走行してきた乗用車と接触し、互いの車両が破損。
- ・今のところ相手方（1名で乗車）に負傷等はない。派遣職員 3 名については、病院での診察の結果、異常が無いことを確認。
- ・事故の原因の詳細については、横浜市によれば運転手の確認不足が原因とのことであるが、詳細は現在確認中。

5 今後のかながわDPATの活動

- ・第7陣については、当初派遣期間を短縮し、本日 17 日（火）に帰県予定。
- ・かながわDPATとしては、今後派遣予定のチームが到着するまでは活動休止。

6 その他

本件については、横浜市も同時記者発表を行う。

問い合わせ先

神奈川県保健福祉局保健医療部 がん・疾病対策課

課長 佐々木 電話 045-210- 4772

副課長 小泉 電話 045-210- 4799